(5)に掲げる地点から一八〇度〇〇分三三〇メートルの地点	(4)に掲げる地点から一八〇度〇〇分三三〇メートルの地点	
(6)に掲げる地点から一四二度〇〇分一、七〇〇メートルの地点	(5)に掲げる地点から一四二度〇〇分一、七〇〇メートルの地点	
(7)に掲げる地点から二九三度三〇分七四〇メートルの地点	(6)に掲げる地点から二九三度三〇分七四〇メートルの地点	
(8)に掲げる地点から三二二度〇〇分一、一七五メートルの地点	(7)に掲げる地点から三二二度〇〇分一、一七五メートルの地点	
(9)に掲げる地点から三六〇度〇〇分二九〇メートルの地点	(8)に掲げる地点から三六〇度〇〇分二九〇メートルの地点	
(10)に掲げる地点から三二二度〇〇分一、〇三五メートルの地点	(9)に掲げる地点から三二二度〇〇分一、〇三五メートルの地点	

○国土交通省告示第百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月一日

国土交通大臣　前田　武志

別表の一の項住所欄及び確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「外神田六丁目一番八号」を「神田錦町一丁目九番地」に改め、別表の六の項指定確認検査機関の名称欄中「財団法人」を「一般財団法人」に改め、別表の七の項指定をした日欄中「平成十八年」を「平成二十三年」に改め、別表の十二の項指定確認検査機関の名称欄中「財団法人」を「一般財団法人」に改め、別表の十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「三丁目三十二番二十五号」を「一丁目三番一号」に、「中区日本大通七番地」を「西区高島二丁目十九番十二号」に改め、カをヨとし、チからワまでをリからカまでとし、トの次に次のように加える。

チ　川崎事務所　神奈川県川崎市川崎区駅前本町十番地五

別表の十四の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄に次のように加える。

ヌ　関西地区事業所　大阪府大阪市淀川区西中島五丁目十四番五号

別表に次のように加える。

二十四	株式会社確認検査機構トラスト	大阪府大阪市中央区南本町一丁目三番九号サンコービル二百九	省令第十五条各号に掲げる区分	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	大阪府大阪市中央区本町一丁目三番九号サンコービル二百九	平成二十四年一月十七日	指定をした日から五年間

○国土交通省告示第百二十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年一月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月一日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容	
第4309号	ジャイロコンパスのレピータ	MKR050	横河電子機器株式会社	①照明の光源を発光ダイオードに変更 ②保護ガラスの固定部品の材質を変更

○環境省告示第七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十七年環境省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月一日

環境大臣　細野　豪志

表補助金等の名称の欄中「北海道廃棄物処理施設整備費」を「北海道開発事業費」に改め、同表（項）地域再生推進費の項の次に次のように加える。

（項）	（目）
東日本大震災復旧・復興廃棄物処理施設整備費	循環型社会形成推進交付金（都府県に係るものを除く。）

一	法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理	青森県	
二	法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等	岩手県	
三	法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理	宮城県	
四	法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知	秋田県	
五	法第八条の規定による決定の通知	山形県	
六	法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知	福島県	
七	法第十二条の規定による状況報告の受理	茨城県	
八	法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知	栃木県	
九	法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知	群馬県	
十	法第十四条の規定による実績報告の受理	埼玉県	
十一	法第十五条の規定による補助金等の額の確定等	千葉県	
十二	法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令	東京都	
十三	法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理	神奈川県	
十四	法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知	新潟県	
十五	法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知	富山県	
十六	法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知	石川県	
十七	法第二十三条第一項の規定による立入検査等	福井県	
		山梨県	
		長野県	
		岐阜県	
		静岡県	
		愛知県	
		三重県	
		滋賀県	
		京都府	
		大阪府	
		兵庫県	
		奈良県	
		和歌山県	
		鳥取県	
		島根県	
		岡山県	
		広島県	
		山口県	
		徳島県	
		香川県	
		愛媛県	
		高知県	